

第四十六回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第三十三号

昭和三十九年四月十日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 森田重次郎君

理事 田川 誠一君 理事 渡海元三郎君

理事 中島 茂喜君 理事 永田 亮一君

理事 藤田 義光君 理事 川村 繼義君

理事 佐野 憲治君 理事 安井 吉典君

大石 八治君 龜山 孝一君

久保田四次君 篠田 弘作君

武市 恭信君 村山 達雄君

森下 元晴君 山崎 巖君

和爾俊二郎君 秋山 徳雄君

阪上安太郎君 重盛 寿治君

千葉 七郎君 華山 親義君

栗山 礼行君 門司 亮君

出席國務大臣

大蔵大臣 田中 角榮君

自治大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

大蔵事務官 中尾 博之君

(主計局次長) 文部政務次官 八木 徹雄君

自治政務次官 金子 岩三君

自治事務官 松島 五郎君

(大臣官房長) 自治事務官 佐久間 彌君

(行政局長) 自治事務官 柴田 護君

自治局長 委員外の出席者

大蔵事務官 竹内 道雄君

(理財局地方官 金課長) 郵政事務官 秀則君

郵政事務官 泉

(簡易保険局次 長)

郵政事務官 佐々木久雄君

(簡易保険局運 用課長)

自治事務官 岡田 純夫君

(財政局財政課 長)

自治事務官 山本 悟君

(財政局交付税 課長)

自治事務官 立田 清士君

(財政局地方債 課長)

専門員 越村安太郎君

四月十日

委員奥野誠亮君辞任につき、その補

欠として亀山孝一君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員亀山孝一君辞任につき、その補

欠として奥野誠亮君が議長の指名で

委員に選任された。

本日の会議に付した案件

地方交付税法等の一部を改正する法
律案(内閣提出第九二二号)

○森田委員長 これより会議を開きま
す。

地方交付税法等の一部を改正する法
律案を議題とし、質疑を行ないます。
質疑の通告がありますので、順次これ
を許します。安井吉典君。

○安井委員 きのうですか、地方公務
員の給与住宅の問題についてちょっと
伺って、資料をお願いしていたわけで

ありますが、いまお示しをいただきま
した職員公舎に関する調べでは十分な
実態がわからないのであります。大体
現在都道府県で三万八千戸、市町村で
二万八千戸、合わせて六万六千戸くら
いの職員公舎を持っているということ
であります。これらに對しまして財
源付与はどういうふうになされておりま
すか。

○柴田政府委員 職員住宅につきまし
ては、それぞれの地方団体でその地方
団体の持つております一般財源によつ
て措置したり、あるいはそれぞれの団
体の資金等を活用して職員住宅をつ
くって職員に貸与している、こういう
状況でございます。

○安井委員 職員に対する給与の問題
は、きわめて重大な問題であります。
これは大臣に伺っておきたいわけであ
りますが、給与そのものについても、
時間がありましたらさらに触れたいと
思うのですが、一応最近の傾向とし
て、国家公務員の給与水準が上がるの
と並んで、上昇措置が講ぜられてい
るわけであります。しかしながら、特に
町村職員の給与水準はきわめて低いも
のがあつたわけであります。こういうやうなも
のに対する対策が当然必要になつてく
るわけでございしますが、ただ金銭給与
という面だけではなしに、住宅をどう
やって給与するかというふうな問題
も、一般的な住宅難の状態にも関連い
たしまして、非常に重大になつてくる
わけでありまして、この面にいままであ
まり触れられていなかったやうな気が

するわけでありまして、都道府県ある
いは市町村の職員の住宅に對して、都
道府県あるいは市町村の当局自身も十
分に手を打ちたいと考へておられると
思ふのです。しかしながら、それに対する
特別な財源付与がなく、たとえば地方
交付税の面において、あるいは起債等
の面において、特別な対策がなかつた
やうに思ふわけでありまして、今後に
おいて新たな問題として、ひとつ十分
関心をお持ちになつていただく必要が
あるのじやないかと思ふのですが、い
かがですか。

○赤澤國務大臣 公務員の住宅に関す
る手当てについて昨日から御質問が
あつたわけでありまして、民間ではい
まの社会状態にかんがみて、通勤の手
当とかあるいは別に住宅の手当を出し
ておるところはたくさんあることは承
知しております。ことに地方公務員、
国家公務員も同じですが、大都會では
どうしてもその手当がなければ生活が
できない状態であることも承知してお
りますので、このほうは逐次宿舍も建
ておる状態でございます。ただ地方
のほうでは、自宅から通つておる者が
ほとんど大部分で、通勤できない人た
ちのために宿舍を必要とする場合も若
干あることは私ももうなづけるわ
けでございますが、おそらくいま各都
道府県あるいは市町村等では、この手当
ては行なわれておらないのではないかと
察する次第でございます。しかしこ
の問題につきましましては、いま御指摘に
相なりましたやうに大きな問題でもご

ざいますので、今後よく検討をいたし
たいと思ひます。

○安井委員 大蔵大臣がお見えになつ
たやうでございますから、ひとつ大臣
に伺いたいのではあります。時間はど
れくらいいただけますか。

○田中國務大臣 十一時半までです。

○安井委員 あまりこの委員会にお見
えになる機会がないわけですから、ひ
とつこゆつくりしていただきたいと思
うわけです。

ただいま私も地方交付税の改正法
案につきまして審議をしております
ですが、時間が十分ありませんので、
一般的な問題についてお尋ねをする余
裕がありませんので、ひとつ率直に伺
いたいのではあります。地方交付税の
性格について大蔵大臣はどういうふう
に認識されておられますか。それ
から伺ひます。

○田中國務大臣 地方公共団体の自主
性をそこなうことなく、均衡のとれた
行政水準を維持できるように地方団体
の財源を調整する、一方財源を保障す
る役目ということでございします。

○安井委員 そういうふうな法律にも
書いてあるわけでございますし、大臣
も、答弁要旨の中にそういうふうなき
ちつと書かれてきているのだらうと思
うのです。しかし実際の運用につきま
しては、なかなかさうなつていないよ
うな気がするわけでありまして、特に
最近、国がたとえば道路緊急対策で
ありますとか、あるいはまた新産業都
市の建設だとか、農政の革命的な施策

だとか、どれもこれも、私ども別にそれが悪いというのではありませんけれども、国の施策がどんどん先に立つて、その施策が一たん打ち出されれば、その裏づけに財源が必要である、だから、それは一方では補助等のあれも要るけれども、しかしこれは交付税なんだ。それから、地方から何か新たな行政水準向上のための財政需要の要求があったら、それもひとつ交付税で、やれ、何か新しい問題が出るたびに、すべて何もかも交付税に交付税にということ、交付税はいわば何か国の施策の一つのどんぶりみたいな形で、本来地方の行政水準はこうあるべきだという考え方に基づいて国税三税の、現在の段階では二八・九％、これが一応配られて、それによってあるべき地方自治団体の独自の行政水準を維持しておるといふところの計画を全く無視して、国の政策のしりぬぐいだけなさせられている、こういうような印象を受けるわけですが、いかがですか。

○田中国務大臣　先ほどは早々の間でございましたので、書いてあることだけを申し上げたわけでありませう。御承知のように、戦後新しくとられた地方自治の制度を伸ばしていきながら、その間に於いて国と地方との調整を行なっていくということでございます。でありますから、地方自治制度ができた以上、地方財政の要づけを拡大しながら、地方自治の本旨に沿って発展をしていくことが望ましいわけでありませう。しかし、御承知のとおり、日本は非常に狭いところでございますし、同時に、狭いところでありながら明治初年から拠点主義をとってきたので

で、大阪、東京とまた各地方の間の格差が非常に多い、こういう状態でありますと、なかなか財源を各地方に渡すというような、財源配分をするだけによつて片づく問題ではないわけであります。非常に格差が大きいということでありますから、やはり国がある意味において地方の發展水準というものをきめて、それに対して、地方自治の本旨にのっとりながら、自主性を侵さない範囲において補助金を出したり、また調整をしていくという、ある意味では非常にむずかしい状態にあるわけであります。私は、地方自治の制度を必ずしも否認するものではありませんし、これから自治というものを大きく發展させていかなければならないということとは十分理解するものであります。が、なかなか貧乏な国で、戦後無資本の中から立ち上がるようなときに、地方自治というような制度を硬硬に採用したということには相當な問題があったと思います。しかし、十七、八年間何とかここまでできたわけでありますから、私は、ある意味で成功しておると考えます。しかし、地方自治自体の問題にも相當の格差があるわけでありますが、どうも国からの問題でもってお互いに考えなければならぬ問題は、国は金を出せ、自治を侵してはならない、ここに問題が一つあります。ですから、やはり根本的には、地方自治体内部における財源調整というものを考えなければ、かかる上に国がどのように地方自治の發展に資するか、こういうことで取り組まないと、この問題は片付かない問題であります。東京などは、だんだん大きくなっていくけれども、どうにもならないような問題をそのままに

してゐる。大阪もそのとおりであります。大阪や東京に対しては、都市改良の費用全部が額国が出せというようなことをやりながら、乏しい、限られた財源の中で地方自治体の格差解消というのが、可及的すみやかにできるはずがないわけでありまして、苦しいところには手をつけないで、何でも国の財政だけでやる、こういう考えになると、なかなか理想的にはいかないわけであります。私は、交付税制度そのものに対してはまだまだ改善の余地もあると思ひますし、いろいろな問題がふくそうし、また内蔵しておることも承知はいたしておりますが、やはり戦後の新しい制度であるというところで、まだお互いが真剣に事態に対処しながら、その道を聞いていくという積極的な施策を行ないながら、その上に交付税の制度もどうしようということにならないと、この問題は根本的には解決をしない問題だというふうに考えておるのであります。

○安井委員　地方自治の進み方が、たとへば英米と日本と少し違ふわけでありますけれども、その英国なども、やはり地方財政の平衡という面について国が金を出してバランスをはかつていくという、現実にはそういうふうな例もあるわけで、私どもも、地方自治の本質的な問題の解決のためにこそいまの交付税の仕組みがあつていいのだというふうに思うし、それから一方国が国の立場におきまして、たとえば道路の問題であるとか、あるいは河川の問題であるとか、社会保障の問題であるとか、そういうような計画を国民に対して施しながら、それを地方公共団体の仕事の中に一部持たせていく、こういう

う考え方も別に誤りではないと思うわけです。ただその二つの面、地方自治の本来的あり方を生かすというのと、国の施策をどうやって地方公共団体にマッチさせるかというこの二つを、どういうふうにうまく組み合いをつけていくかというところに問題があると思うわけです。いま国税三税の二八・九％というふうなのが地方交付税という形でいっている。そのものは今日の激しい社会変動の中で、都市部は都市部で、農村部は農村部で行政水準の向上に迫られているわけです。そういう方面にむしろ積極的に向けていくべきであって、本来国の計画になっている面は、何もかも地方が国におんぶするというわけではなしに、国の計画という形で持ち出された問題については、国がきちっと財政措置を講じていく、その一部をどうしても地方公共団体に負わせなければならぬような場合には、私は、地方交付税のいまあるものの中、中に押し込むのではなしに、たとえ二八・九％の交付率を引き上げて、その外ワクにふやすことによって、国本来の仕事は、つまり国独自の財源措置と地方交付税の外ワクにつくった財源措置とで講じていく、こういうかまえてない、国の仕事と地方の仕事が混同してしまふ。地方本来の行政水準の向上のための計画的な措置というものが、国のためにだめになってしまふ、こういうことになると思うのです。ですから私はこの際地方交付税の外ワクにふやすということ、国が新たな計画をもって地方にかぶせてくるということは、国は外ワク措置を講ずるということ、こういうようなことが一番大切なことではないかと思うのですが、いか

がですか。

○田中国務大臣　一つの考え方であり
ます。一つの考え方でありますが、そ
ういう方法をとただけですべての問
題は解決しないわけであります。大蔵
省側に立つて申し上げるわけではあり
ませんが、国税の状態と地方税の状態
を考えますと、去年の二兆八千億が三
兆二千億に一般会計の規模がふえてお
るにもかかわらず、地方財政は一挙に
国の財政を追い越そうといったしており
ます。来年は必ず追い越すでしょう。
こういう状態でありますから、理論的
にいうと、二八・九割のものは引き上
げるのではなくて引き下げるといふ状
態にある、こういう理屈も立つわけで
ございます。がしかし、私はそんな
荒っぽい理屈をここで申し上げようと
いう考えはありません。あなたの申さ
れる考え方もわからなくはないわけ
であります。私自身も新潟県出身
であります。そして、新しい新潟の財政の中
から学校に子供を出して、ようやくも
のになるようになれば、みな東京へ来
て、税金は東京で納めている、こうい
うことに対して非常に不満を感じてお
る一人でございますから、こういう状
態ではないかぬという事実は認めておる
わけであります。がしかし、すべての
問題が交付税の税率を引き上げるとい
うことで解決はしないと私は思う。だ
から、そのときにはやはり私は、先ほ
ど申し上げたとおり、地方財政同士の
財源調整の問題とか、それから明治初
年の太政官布告時代には、北海道等に
対しては全額国庫負担の道を聞いてお
ったこともあるわけでありませうか
という状態で解決をするのかというこ

とを總體的に考えないと、ただ交付税率だけを上げるといふことで、と、どうも地方自治の侵害になり、いろいろの問題が出てくるわけでありまゝ。北海道においても、御承知のとおり、北海道庁があるにもかかわらず、開発庁をつくらなければいかぬ、金額国が出すようになるとか、国のやる事業に対してはほとんど財源の裏づけは国がするんだ、こういうことになりまゝと、当然北海道開発の北海道という自治の問題にぶつかるわけでありまゝ。でありますから、単に交付税率を上げるといふような問題だけでは、なく、少し荒っぽい議論であります。明治初年から東京や大阪には非常に大きく国の投資が行なわれておるわけでありまゝから、こういうものは少し自分の力で都市改良税を取ったり、いろいろのことをもっと積極的にやれないのかといふことをまじめに考えておるわけでありまゝ。そうして、国が負担をしなければならぬ状態の地域に対しては、国が考える。どっちか考えまゝと、いまの中小企業で、また一般の経済でもそうですが、官から人間は天下りしてはいかぬ、事業に干渉しちゃいかぬ、失敗したら全部国は税金をまけて、金を貸せ、こんなことはできるわけはないのであります。ですから、乏しい一定の限りある財源の中で、何とか均衡をとって発展をせしめていこうといふことでありますから、ひとつあなたも交付税率の引き上げだけといふことではなく、まず地方自治の状態、自主的に財源を得るにはどうするかといふ問題も考究していただきたい。いまから十年ばかり前には、選挙でもいろいろな議論をしたわけであ

りますが、財源を付与すればいい、たばこの消費税等は地方の財源にみんなやればいい、こういう議論がありました。が、このごろこんな議論はありまゝせん。こんなものをやつたところで、たばこは東京や大阪の人がよけいのむでありますから、結論的にはやはり地方格差は広がりとすれ、そういう問題では解決しないのだといふことになつて、やはり国が地方自治の本旨を侵さない程度に、国のやる仕事の裏づけを国がしてやれ、こういうような議論に変わつてきているわけでありまゝから、長い歴史のある問題であります。で、地方の発展のためにどうすべきかといふ問題は、交付税率の引き上げだけではない、各般のいろいろな面からひとつ検討していただきたいと申し上げる以外にないと思ひます。

○安井委員 私、地方交付税の税率を上げれば、すべて解決するといふ申し上げ方はしてないはずで、国の仕事は、当然国が持ち出して国でおやりにするべきです。地方交付税にも何にも関係なしに、国がおやりにすればそれでけっこうなんです。ただ国が十分な財源措置をしないで、全部地方交付税だといふふうにして持っていっている。そういうかまえてこそ問題だと私は申し上げておるわけではあります。

それからまた、東京都や大阪のような大きなところは、交付税はいつていないわけですから、大臣のいまのお考え方もそれに当たらないわけでありまゝすが、交付税の問題だけが地方財政のすべてじゃないに、いまちょっと交付税法の改正の議論ですから、そういう問題をいま持ち出したわけでは、これは、時間があれば地方財政の現状に對

する大臣の認識を伺つたり、もう少し議論をしたいところでありまゝが、問題がたぐさあるのに、そういうふうな抽象論だけで終わつてもなんですか、この議論はこれくらいにして、あとまだ御質問があると思ひますので、このくらいでとめておきたいと思ひますが、いずれにしても地方財政の現状は、三十七年度の財政白書が出ましたが、それを見ても、赤字団体がむしろふえているわけではあります。それから七年度の単年度収支も赤字になつています。それから、累積の収支のほうはいままでの赤字が減つております。そういうふうな実態から見ても、これは決して容易ではない事態が来つたものであるのではないかと、こういう点を踏まえて、対策を十分に講じていただかなければならぬのではないかと、地方と国が、単にこれはおまへのほうだ、いやそれは地方だけでやれと水のかけっこをしていただのでは解決がつかないと思ひます。ぜひ前向きな姿勢で大蔵大臣のほうもお取り組みをお願いしたいと思います。

いま新潟県とか北海道というふうなお話が出たわけですが、その立場から、実は会計年度の問題が非常に重大な問題になつてくるのではないかと、思ふわけでありまゝ。地方財務制度調査会のほうも、こういうふうな問題について審議をした経過もありまゝし、特に北海道、東北、北陸のような積雪寒冷地帯になりますと、いまのような国の会計年度と地方の会計年度が一緒に重なつてくるような段階では、七月や八月になつて予算が令達されても、雪になつて仕事ができない。たとえ

できても、よけい金がかかりまゝし、質の悪い仕事しかできない。こういう点は、大臣よく御存じのとおりでありますし、また大臣も熱意を持ってこれにお取り組みになるというふうなことも伺つておるわけですが、どうですか、いまのお考えは。

○田中大臣 私は、御指摘のとおり歴年度主義者でございます。私だけが考えておつても、大蔵省の皆さんに全部御賛成いただかなければ、これらの問題はなかなか片づかないわけでありまゝ。私が自由民主党の政調会長になりましたときには、いまから四年前でありまゝが、第一番目に考えたのは歴年度制といふことでございまして。これは、私は思ひつきでしやべつたのではなくて、北半球の世界じゅうの国々を見て、一休四月から三年度をとつておる国がどこにあるかといふ問題でございまして。今度西ドイツも歴年度に変えております。これは、御承知のとおり、国の予算が三月三十一日に通ります、中央から地方へ令達するまでの間は、いままでは六、七月、ひどいは十月に予算の令達をする。もつとすこいのは、来年の三月ごろやる。こういうのでありますから、どうもどういふことをやつておるのか、私にもよく理解ができなかつたわけでありまゝ。そういうことで、財政と金融との調整がとられておるとしたならば、そういうことはよろしくないこととてあります。ますます格差が開くといふこととてあります。国の予算が三月末できまつて、六月県会で継続費をきめて、九月県会でもつて新工事をきめる。これは雨季になり、農繁期になり、日が短くなり、合理的でないことはわかり

切つたこととてございまして。でありますから、ますます仕事ができなくなつて、雪の降るところなどは、三月三十一日にできないから、四月、五月になつてできておるのですが、書類の上で三月三十一日にできたことにする。三月三十一日付けでもつて小切手を切つておいて、預つておる。会計検査院にはあやまつて、何とか見のがしてもらわなければいかぬ。これは事実であります。議論ではなく事実であります。にもかかわらず、かかる問題が解決されないといふことは問題であります。私は歴年度に制度を変えれば、何千億かの国の利益は守れるとさえ考えておるのであります。がしかし、いままで盛んに議論をしまして、一時中山伊知郎氏などに依頼いたしまして、西歐諸国の会計年度を検討していただいたこともございまして、いまでも継続費の制度もございまして、繰り越し明許の制度もございまして、実際は早くやるようにしてありますから、歴年度にしたとてたいした変わりはありませんといふことは事務当局も言ひますが、そういうところは問題があると思つております。いろいろの制度でもつて除外例をつくつて救済をしておるから、年度はこれでいい、こういうことを言つておりますが、やはりそういう制度上の問題が正されておらないために、非常に非能率的なものになつておる。これが雪の降るようなところ、四九・何ありまゝが、こういうところは四月から七、八月の非常に農繁期に仕事をやる。そして農繁期が終わつたら表日本に労力が移動することができるようになれば、私は物価も相当違

と思うのです。同じ時期に、農繁期において国営事業を一緒にやるために、賃金は四百円から九百円、九百円から千二百円になったことは、過去三年間の例をとってみればわかるのです。同じ時期に工事が集中することがほかのものに影響があることは、私も指摘しておるであります。私は、たった一つだけ暦年度にして困るかなという問題がございます。それは、雪が四九・何多降るのですから、学校に通う子供が、新学期の一月から通うということになりますと、雪の中を通わなければならぬという議論をするものもありますが、それは、今度七歳の入学を六歳にしようかという議論が非常にありますから、そういう面から考えて、何も問題はなし、学校だけは四月年度であつてけつこうだ、何か暦年度にやらないために議論がつくられておるといふことは、はなはだ遺憾であります。私は、総理に何回も申し上げておるのです。総理は大蔵省出身だから、あなたの時代にこれをやればたいへんなことになりますよ、こういうふうに盛んに気合いをかけているのが事実であります。

○安井委員 どうも大蔵大臣の演説だけ聞かされているような気がして、問題がもっとも前進しないように思うのです。これはちょっと古い記事ですけども、スクラップの中に「暦年制」推進論の総大将田中政調会長は「改正案は国会にぜひ提出する。成立できないときは継続審議にする。これが成立すれば、さしずめ池田内閣は後世に残る業績を残すことになるわけだ」と大した気合いの入れようである。これは昭和三十一年一月三十日の記事で

す。その総大将がいま押しも押されぬ大蔵大臣として、たいへんりっぱな業績を残していらつしやるし、この七月改造にも必ずお残りになるだろうと思うのです。それだけに、私も、いま田中大蔵大臣のときにこの問題が解決できないようではちょっと見込みがないのじゃないかと思うのです。だから、たいへんりっぱなお考え方や抱負をお述べになったわけでありまして、けれども、やはりこれは実行していただくなければ何にもならないわけです。どうでしょう、来年度あたりからこれを改めるには一体どうすればいいかという、もっと具体的な取り組みを、いますぐの段階に御決意を願わなければならぬのじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○田中務大臣 私もその主義者でありますし、もう一年有半にわたつて検討してまいりましたから、これから実行段階に移りたい考えでございます。しかし、このような大きな問題——私とすればそんなに大きな問題じゃない、いいことは直ちにやるべきだと思ふのですが、なかなか反対論もあるし、慎重論もありますから、あなたのいまの御発言のように、そういうものを御出せば国会がひとつ超党派であつてやる、こういうことになれば、私も勇気百倍するわけでございます。でありますので、あしたと言わず、きょうからでもまた引き続き検討いたしましう。もちろん七月にもし留任にでもなれば、これはもう大いに取り上げてまいりたいと思ひます。

○安井委員 私どもが留任の運動までしなければいけないのですけれども、それは別にいたしまして、とにかくいまの御決意をぜひ遂げていただくように、ひとつお願いをしておきたいと思ひます。

そこで、新産業都市の問題であります。建設計画が一地域一億とか一千五百億とかいわれるわけで、いまそういうような計画は立てられても、しかし七百億も八百億もの地元負担にたえられるわけはないのです。この新産業都市の運動は、それこそ開闢以来という猛烈な陳情運動が展開された。それが現実には数字があらわれてきたら、地元はこの問題に対する気持ちがぐつと冷却をしているという事態すらあります。

この問題に對しまして、聞くところによると、自治省では新産業都市の財政援助についての法案をおつくりになつて大蔵省と折衝しているが、大蔵省のほうはそれに反対してなかなか話がきまらないでいる、こういうようなことであります。そうでないのかもしれないが、私どもの聞いたところではそういうことであります。これは一応このしる予算には関係なしに、翌年度の精算支払いというふうな形になるようでありまして、大蔵大臣のこれに対するお気持はどうでしょうか。

○田中務大臣 新産業都市は十三カ所指定をして、いまその作業をいたしておるわけでございます。これは、地方公共団体の申請に基づいて成立しておるわけでございますが、相当膨大なものがございます。二兆何千億になると思ひますし、地元負担だけでも一兆円をこえるということでありまして、地元負担の問題が議論になるといふことはわかります。しかし、この問題

題は三十九年度予算の問題ではほとんどないということ、三十九年度の予算の決定のときには、これは出さぬことにしようということになっておるとは事実でございます。そういう協定のもとに予算がつくられて、私のほうでも半分しか出さない予定であつたものを、そのくらゐになるなら三分の二出しましょうということ、減税の財政補てんもしたわけでございますから、ことは問題になるとは考えておりません。

しかし、この新産業都市という問題に對して、財政援助の率を上げるといふような問題だけではなく、いままでの新産業都市とか鉱工業地帯整備の問題とか、こういうものはみな地元の要請に基づいて、地元の利益を守ることであるから、利益負担をして——当然将来財政力は豊かになるのだから、あなた方も努力をするということとはあたりまえです。あなた方の受益者負担でやるのはあたりまえだといふ議論でありましたが、私はそんなにたかくな気が持ちを持っておるわけではありませんが、私は、東京、大阪に人口や産業が過度に集中して、道路一本を改良するのに千億もかかるということと効率投資といふことのバランスをとつてみると、新産業都市にかけることが国の将来のために合理的だということになれば、いろいろな問題が考えられるわけでありまして、でありますから、いま新産業都市の内容に對して検討を進めておるといふ時代に、先行して国の補助率だけを上げるといふことでは、できるものもできなくなるという考え方もあるわけでありまして、これは、御承知のとおり低開発地の

開発促進、離島振興、奄美大島のようなどころ、産炭地振興、北海道開発法、こういうことで、結局東京、大阪、静岡等を除いては全部特例ということになるわけでありまして、財政当局としては、なかなかすぐこれに賛成するわけにいかぬという立場をとつておるわけです。

ですから、私は、地方税制の中で、また交付税制度の問題、特別交付税制度の運用、それから税制上の問題——税制上の問題は、東京等から首都圏以外に出るときには、不動産の売却等に対しては圧縮記帳を認めるような制度をつくつておりますが、こういうものを全部合わせて将来の理想を描いて、そうして国の均衡ある発展を考へる。そのためには財政負担や税制、地方税制をどうすべきか、こういう問題と同時に解決すべき問題だといふ立場を私はとつておりますから、この国会で何とかやるということよりも、より合理的な方法を来年度、再来年度考えていく、こういう考え方のほうがより合理的だといふふうに考えておるわけでございまして、本年のこの国会で新産業都市に對して高率補助をしよう、そのような法律をつくるという考えはございせん。

○渡海委員 関連。いま大蔵大臣から昭和三十一年度においてはやらないこととにきめたといふ御発言がございましたが、なるほど予算折衝の過程におきましては、三十一年度の予算では載せないといふことにきまりましたが、法律そのものにつきては、政府はいかに考えておられるか知りませんが、私たち自由民主党におきましては、検討する、むしろこの国会でやる

べき姿で検討するということを言っておるのでございます。いまの大蔵大臣の見解とはいささか異にしている。この点は答弁を要しませんが、いま大蔵大臣は、法律の点もあわせてこの国会には出さないようにきめられたという発言でございますが、私たちは決してそのように解釈しておりません。したがって、私たちはぜひとも本国会に提出したい、このような気持ちで、目下鋭意検討を加えておるといのが私たちの姿である。こう理解しておりますので、ただいまの大蔵大臣の発言は、予算に載せないというだけで、本年度はやらぬということだけであつて、法律をそのようにきめたという点は、私たちは訂正しておいていただきたい。もしこの議論に対して、われわれの考え方に對して政府のほうで異論があつて、どうしても打ち消しておかなければならぬというなら、御答弁があつてけっこうですけれども、そうでなかつたら、その点の御訂正だけお願い申し上げておきます。

○田中務大臣 国会は立法機関でございますから、国会の権能を制約しようなどという大それた考えは少しも持つておりません。が、しかし、政府与党はまさに一体でございます。政府は、予算編成のときと与党の意向も十分拝承いたしまして、九九・九〇というよりも、まず一〇〇％これを尊重しておるという立場でございますから、政府の発言に對しまして少しく御理解をいただきまして、なるべく政府与党一体、こういうこととお考えいただきたいと思ひます。

○渡海委員 政府与党一体である。現在のわが自由民主党政府の一員とされ

まして、いみじくも言っていたいてまことにありがたいと思ひますが、それならばなお私たち党といたしまして、そういう考えである、本年度において立法すべく努力すべきが党の決定である。かように考えておりますので、ただいまの前の大蔵大臣の発言は、これは予算に関する限りであると、むしろ私たちはこちらから御了承願ひたい。さうに考えておるのであります。御答弁は要しませんが、その点御了承願ひたいと思ひます。

○安井委員 いま与党のいろいろな内部事情もありのうですけれども、しかし私たちは国民の立場から、これは地方財政の中にただこのままでほうり込まれたのでは絶対に解決のつかない問題だ、この点だけは明らかにしておかなければならぬと思ひます。す。その土地がよくなるのだから、おまえたちそれくらいやるのがあたりまえだ、こういう態度では、これはもう絶対に許されぬことだと思ひます。これは、あくまで地方だけではどうしても負ひ切れない、いまの実態に立つて、地方だけではどうしても負ひ切れない負担だということだけは大臣もはつきりお認めになるわけでしょう。

○田中務大臣 そうたまたままれると非常に困るのですが、政府も理解がありましてから、新産業都市を指定いたしましたし、法律を出しているのですから、その間の事情は十分御理解いただきたいと思ひます。

この新産業都市の指定をやりますときには、地方財政の中でやれるように、またやれるような事業量を想定いたしまして、こういうことになつて

おるわけですね。政府がやる仕事は、港湾とか鉄道とか道路とか、先行投資をすべき面に対しては重点的に行ないます、こう言つておるわけでございます。でありますから、いまの状態から考えまして、国がやるのではなくて、これはやはり地方自治体が主体で行なわれる工事であるという考え方を政府はとつておるわけでございます。いまの段階は、さうでございますが、しかし先ほど申し上げたとおり、東京、大阪の問題もございまして、人口がある小さなところにもどんどん蠟集してしまつて、物価は高くなる、特に土地とか、さういふ問題で生活権を脅かす問題がより高度な立場から考えられるので、これを検討して、最終段階や施行年次計画をきめるときに、これだけでなく、産炭地の振興もありますし、それから鉱工業地帯整備もありますし、また北海道開発というような問題もあるものでありますから、さういふものを全部比較検討して、その重点の度合いを考えながら、国で負担すべきものは一体どのくらいになるのだから、さういふことで、そこでおのづからきまるのであつて、短兵急にこれをやつてしまおう、さういふことになると、鉱工業地帯もできなくなる、また他の地方開発、僻地山村の開発ということもあわせて行なわなければならないわけでございますから、さういふものは、やはり限りある財政の中でどうすることが国の将来に一番効率的であるかということと比較検討してきめるべき問題でありますから、国会でもちゃんと御審議を願うのでありますから、いま指定をして、直ちにこれは国がやつてやるのだ、少なくとも国が事業主体になる

ようなつもりで高率補助をするのだということになる、たくさんの中から十三カ所しか指定しなかつたのでございますから、いろいろな問題も起るわけでございます。これはやはり公正な立場から、あまねく国の状態を考えたならば、より合理的な方向で検討すべきことでありましよう、さう申し上げておるのであります。

○安井委員 時間がなくなつてしまひましたので、私のほかにまだお二人おりますから、次に譲りますけれども、いまの新産業都市のあれは、大臣のいまの御答弁によれば、地元で負担できる見当でやるといふことになれば、これは初めの全体的の大きな計画をお取り下げ願ひなければならぬのです。それを取り下げるか、あるいは取り下げないで、地元の負担に対する援助をするか、私はこの二つに一つだと思ひます。問ひ詰めていけば、さういふことになると思ひます。その一つを、大臣は何かことばのあやだけで逃げようとされておりますけれども、これはどちらか一つですよ。さういふことで、ぜひひとつ御検討願ひたいと思ひます。

○森田委員長 華山親義君。

○華山委員 簡単に御質問いたしますから、ひとつ簡単に御答弁願ひたいと思ひます。

大蔵大臣は、単に国庫のことを見ておればいいのでなくて、全体の地方、国を通ずるところのいろいろの財政、さういふ点をござんになる立場にあると思ひますのでございますが、いかがですか。

○田中務大臣 国の財政はもとより、地方財政に對しまして、法律で共管

がございしますので、財政問題に對しては責任を持つてやらなければならぬという考えであります。

○華山委員 国の方針は健全飽衡財政ということをやつたておられる。素朴に考えますと、借金をしない政策だ、さういふふうにも考えられる。公債を出さない一つの財政政策だ、ということが一つの柱にもなつていふように思われるのでございますが、さうでございますか。

○田中務大臣 健全財政でございますから、經常支出はできるだけ經常収入でまかなうということが原則であることは言ふまでもございせん。もちろん公債等はできるだけ発行しないということでございます。

○華山委員 ところが地方におきましては、非常に公債が増加している。たとえば昭和二十九年を一〇〇としますと、一般会計におきましては一七〇になつてゐる。それから公営企業におきましては、大体七倍になつてゐる。平均いたしまして、大体二・五倍という地方債の増発でございます。一面におきまして、今年度の計画を見ますと、一般会計においていかなるものよりも公債の増加割合が高い、さういふ状態でございますが、自治省の考え方では、国の健全財政にのつてやつてゐる、さういふように言われる。同じ公経済の中で、国のほうは、いま言われたとおり公債は出さない、地方債のほうは出す、これはあなたの理念としてどういふことでございますか。

○田中務大臣 公債等を出さないにしくはありませんが、しかし、地方財政の状態を見ますと、決算総額二兆八千八百七十三億円というのに対して

千八十六億でありますから、わずかにいうことが当たるかどうかわかりませんが、三・七％であります。三・七％程度の借金をしても、健全財政を脅かすものだというふうには常識的には考えられないわけでございます。

○華山委員 それは、公営企業を除いてでありましょう。それにしまして、これは国全体のことを言っておられるのですが、小さな市町村は、いかんにして起債を得るかということと奔走している。陳情の大部分は借金をさせてくれということ。そういうふうなことで一体いいのかわるか。私は、健全財政という以上は、国とともに、地方においても公債を出さない、少なくする、そういう方針で財源を与えるべきだと思ふけれども、いかがでございますか。

○田中國務大臣 地方公共団体、特に貧弱な市町村の状態を見ますと、起債に頼らざるを得ないが、一体これを消化できるのかということはありません。この原因は、一つには国が公共団体に押しつけるからということもあると思ふますが、これは、御承知のとおり、三十六年対三十七年の比率を見ますと、地方単独事業が四六％伸びておるわけでありまして、国は道路会計において二〇％でございます。住宅会計においても倍々伸びております。そういうときに、倍以上も単独事業が伸びていく。これは、実情というものはよくわかります。町村長が公選でありますから、とにかく前の町村長が五メートル幅の道路をつくったから、おれは六メートルにしてやる、いろいろそういうものがありまして、またそういう政治的なものだけではなく、やはり経済

の基盤をつくるというたてまえからの要請がたくさんあるという事実も承知しておりますが、いまの状態では、これを全部特別交付税の制度等で解決すべきだということには財政上もなかなかむずかしいと思ふますが、いつまでもこのようなことをそのまま放置はできないわけでありまして、地域間の格差解消ということを政府も言っているのですから、その意味では、いま自治省で検討しておられるように、どうもいまから百年前の行政区画が一体いいのかということ、広域運営ということ、いろいろな府県統合というふうなことを考えておられるようでございますが、それも一つの案でございます。

また交付税制度、特別交付税制度の改正という問題も、これを解決する一つのものになると思ふます。いずれにしても借金政策だけで山間僻地の後進性を解消しなければならぬということでは困りますので、離島振興その他別な法律によって高率補助を行なうという道も開いてあることは御承知のとおりであります。

○華山委員 昨日も、自治省の関係官のお助けを得て研究したのでございませうけれども、国の直轄事業の負担金あるいは国の補助を伴う地方の事業、そういうもののほうが、一般財源の伸びに對して非常に伸び方が大きい、そういうことであつて、もしもあなたの言われるとおり、単独事業が伸びておるとするならば、——単独事業が伸びなければいけないのでございませうけれども、伸ばそうと思へば、これは借金によらざるを得ない、そういう実情でございます。これは統計的に明白なんです。いろいろな昨年度の率から比べ

まして、地方税の伸び、交付税の伸びよりも、国の事業をやるために国の補助を伴うもの、あるいは直轄事業によつてやる伸びのほうが高い、黙っておれば一般単独事業を圧迫する、しかたがないから借金になる、こういう結論に私はなるうと思ふ。ひとつ大蔵大臣にお願いしたいのでございませうけれども、私は借金をさせないで、そして行政水準を上げるようなことを考えていただきたい。その点につきまして、私は自治大臣にお願いするのでございませうけれども、自治大臣は自治体を守る立場にある。それで公経済におきまして非常に大きな立場にあるのであつて、大蔵大臣は自治大臣の言うことをほんとうに聞いていただきたい。私が考えるのに、自治大臣というものは、いまでも地方財政について大蔵省に発言権が少なかつたのではないかと、発言をしても大蔵大臣はこれを取り上げなかつたのではないかと。昔の官僚でございませうが、昔の内務大臣はそんなものじゃなかつた。私は、いまの自治大臣の言うことを大蔵大臣がよく聞いて、自治大臣の言うことをよく切にお願いいたします。

それから戦後非常に悪い風習がございまして、税外負担ということが非常に多く行なわれてきておる。先ほど大臣もおっしゃつたとおり、われわれが学生のころは、授業料以外には何も出さなくてもよかつた。いまではいろいろな金とらわれる。しかし、昔よりも国はもっと繁榮しているはずなんです。どこでそういう結果が出るか。私は、ただ一言だけ申し上げますけれども、学校等の建築につきまして、昨

日もお尋ねしたのでございませうが、学校の補助を法律で二分の一なり三分の一をするということになつておりますけれども、その補助の準備であるところの坪数がきつめて低い。また準備が実情に全く合はなくて低い。それは直さなければいけないけれども、さらに驚くべきことは、こういうふうな計算して出されたところの八割ないし七割しか出しておらない。配分率という名前をつけておるが、何が配分率かということをお聞けば、当然地元で二割、三割は負担することを期待している。こういうふうな税外負担の根本は国にあるのであります。配分率などということばは国でつくつたことばなんです。私は、こういうふうなことは非常にいけないことだと思ふ。学校を一つ例にとりましていただいても、ぜひひとつ直していただきたいとお願ひいたしますが、いかがお考えになりますか。

○田中國務大臣 まず第一に、自治省の考えを聞くかということでございますが、これは、内閣は連帯して国会に責任を負つておるわけでございますが、自治省だけは特に親しいわけでございます。これは、お互いに自治省と大蔵省とが合せてきょうだいのやうに財政担当である、こういうので非常に親しいわけでございます。私は、今度の三十九年度の予算編成にも、すべり出しは非常によかつたわけでございます。大体今度は合格だと言つたのですが、最後に自治省の言うことを一〇〇％聞いたということで、一ぺんにゼロになつてしまつたのでございませう。このくらい誠意を持つて自治省に対処しておるということでございます。

それから税外負担の問題は、地方財政法に禁止規定を置きましたとおり、税外負担はできるだけ早くこれをなくするように、こういうことで財政上の措置もいたしておるわけでございます。しかし、確かにあなたがいま指摘されたように、制度上の問題もさることながら、風習で、学校に入つても何でも税外負担、寄付金というものをやるということが戦後の風習になつております。そういう意味で、私は税外負担の制度というものはできるだけ早くなくするようにしなければならぬという考え方でございませう。

第三点目に、いまの学校の補助率の問題でございますが、これは何回も申し上げたとおり、これは標準単価といふことで出しておるわけでございます。実施単価の比率で出しておるわけではないのでございませう。東京とか大阪とか財源の豊かなところは、相当いいものをつくりましても、地方自治体間の格差をつくつてはならないといふことで標準単価で補助しておるわけでございます。これらの問題につきましても、三十九年度予算で七・五、五％というように用地費の問題また構造の変更及び単価の是正等前向きで対処しておるわけでございます。

○華山委員 これで終わりますが、大臣は実情についてまだ明るくないようでございますが、またあとでお目にかかつてお話しいたします。

○森田委員長 門司亮君。○門司委員 いま華山委員からもお話がありましたが、大臣のいまのような答弁では私満足ができません。補助金に対する問題で、超過負担、

それから税外負担の問題は、地方財政法に禁止規定を置きましたとおり、税外負担はできるだけ早くこれをなくするように、こういうことで財政上の措置もいたしておるわけでございます。しかし、確かにあなたがいま指摘されたように、制度上の問題もさることながら、風習で、学校に入つても何でも税外負担、寄付金というものをやるということが戦後の風習になつております。そういう意味で、私は税外負担の制度というものはできるだけ早くなくするようにしなければならぬという考え方でございませう。

りて当面利子が少しくらい安いからといって、もこつちの状態がこうだからこうしてくれぬかと言つても、外国債はなかなかその猶予はききません。かつて御承知のように、東京都がやつと二、三年前払い終えたと思ひます。フランスから来た仏貨公債があり、横濱はアメリカから来た公債を一億五千万円くらいだったか持つておつて、この始末には実に困つておる。東京都も非常に困つておる。ところが今日そういうことが地方債に許されておる。この点は大蔵省の立場からどうお考えになりますか。

○田中 中国務大臣 企業会計以外は一般会計等で公債を出さない、国も地方もなるべくその方向でなければならぬ、健全財政を貫いていくべきである、このように考えます。しかし今度大阪府債のマルク債をドイツで約一億ドル發行いたしております。現在までで半分以上消化いたしました。今年度また一億二千万ドルの消化をいまはかつておるわけであり、東京はまた東京灣の埋め立てに對して二千万ドルの外債を考へております。これは国内資金でどうにもならないというのと、もともと一つは、急には単年度でもつてやれない、急に大量の資金が要る、しかも効率的でもあるという要請に應ずるために外債の道を開いたのであります。が、大分県は別府灣でもつてやりたいとか、新潟県は信濃川河口の問題でやりたいとか、千葉県は同じ東京灣の埋め立てでやりたいとか、いろいろな

のが出ておりますが、原則として、大阪、東京の都府債はやむを得ず出したわけでありますが、これ以上認める気持はありません。これははっきりい

しております。大蔵省にたくさん来ておりますので、この席をおかりしまして、東京、大阪のようにやむを得ざるものを除いては他の地方公共団体に外債を認める意思のないことを明らかにいたしておきます。

○門司委員 もう一つ聞いておきます。そうするとその外債について政府は保証するという意思はございますか。いまのところそういう条件が何にもついていないように聞かれますが、これは外債である以上は政府がある程度保証する必要がある。

○田中事務大臣 東京都債及び大阪府債は政府保証債であります。

○門司委員 そのほかにも一つ聞いておきたいと思ひます。財政全体のことはいま申し上げておきましたが、大臣の認識が少し変なようで、あまりにも大蔵省的、官僚的で、くしくし定木過ぎるのであります。もう少し地方の実情を知ってもらいたいと思ひます。そこで問題になってまいりますのは、大蔵省と自治省との間で取りかわされているいろいろの問題で、たとえば基準財政需要額のあるべき姿というものがありませんが、これを決算と突き合わせてみますと、やはり大体において基準財政需要額は七〇〇程度であつて、三〇〇程度というものは財政不足を来たしてゐる。これが実は貧弱な町村に対する非常に大きな打撃になってゐるわけでありまして、政府はこの辺でよろしいということすべてを組んでおる。ところが実質の決算から見るとこれが非常に多い。それを大臣のことばをかりて言えば、地方がつかつてなことをやるからそんなことになるのだということになると思ひますが、地方も

かつてなことをやっているのじゃないかと思ひます。財政の非常に少ない中からそういう事態になつてゐる。このことだけは最後に大臣に認めておいてもらいたいと思ひます。

○田中事務大臣 具体的な問題は自治省の財政当局からお答えをしたいと思います。大蔵省が必要以上に基準財政需要額を押えておるといふ事実はありません。これはあなたのお調べがちょっと違ふのじゃないかと思ひますが、六、七割で押えておるといふのは、税額を三割ばかり横に置いておいておるといふこともあるかもしれませんし、実際問題として、大蔵省が超健全で支出というものを押えておけばいいのだというので、決算でもって相当な幅が出るということはない。これは自治省も、いま局長はそういうこととはございませんとおっしゃるを言つておられますから、間違ひございませぬ。

○門司委員 私はそう言つておるのじゃないんですよ。何も大蔵省が押えていると言つてゐるのじゃないが、実態がそうなつてゐる。だからその実態を一つ見ておいてもらいたい。自治省だつてあるべき姿というものは大体計算して出しているのですから、ところが地方財政というものは、事ほどさうに弾力性を持つてゐるもの、また弾力性を持たなければならぬので、国の財政のようにならぬのは、御承知の通り。国の財政といふものは、御承知の通り。国の財政といふものは、御承知の通り。国の財政といふものは、御承知の通り。

○川村委員 全部で二十九校、三十億足らぬのです。一校平均して一億そこそこ、こういう大ざつぱな計算になると思ひます。ところがこの高専をつくる場合に、ある学校のごときは国からの予算が一億二千万、地元負担が一億七千万、これは補助事業じゃないのです。国の国立学校なんです。いま大臣おっしゃつたように敷地買収費は一文

も予算が組んでいない。これは文部省が予算要求しなかつたから、組まなかつたのです。大蔵省が組まなかつたのです。それだけ聞いておきたい。

○田中事務大臣 予算要求がなかつたわけでございます。なかつたのです。また文部省がなぜ予算要求しなかつたかといふ問題が起ると思ひます。から申し上げますと、私のほうで押えたわけではございませんが、国立高専の設置に對しましては、地元の現在あるものを国に移管するとか、また国有地がありますから、これを使つてもいいのではないか、なお県有地を国有地と交換して、こうしたものが非常に適当であるとか、中には果有地を期成同盟会でもらつておられますから、どうぞここに、ひとつ建ててくだされといふこととでございます。

○川村委員 そういふものばかりではありません。そういう問題は起らないけれども、そういうものばかりではありませぬ。そこで非常にさういふ面では財政のあり方が乱れてゐる。これを根本的に直さなければ、大臣がいかに御高説をお述べになつても、納得できないといふことを一言指摘しておきたいと思ひます。それから、大体きょうこの交付税法が委員会を通過する予定でございまして、たくさん時間がございませぬ。お聞きしなればならぬ交付税関係の問題はたくさんございませぬけれども、私、この際文部省並びに自治省に幼稚園関係の問題をひとつお尋ねしておきたいと思ひます。次官お見えになつておりますから、文部省の幼稚園教育に對する一つの方針をお示しいただきたいと思ひます。

○八木政府委員 幼稚園教育に對するいままでの態度は、おそらく川村先生の思つておられるように少しく微温的であるし、消極的であつたと思ひます。あります。それは学校急増対策、ことに高等学校急増対策までのその分野に相當のウエイトを置かなければならぬといふような見地がございまして、おくれでおることを私たちも率直に認めます。

そこで、難民大臣が就任をされて最初の記者会見の席上で申し上げましたように、高校急増が一段落したこの時点において、これからの文教の重点施策の一つに幼児教育といふものを重点的にひとつ考えてまいりたい、でき得べくんば可及的すみやかに幼児のうち六〇〇程度の幼稚園教育ができるような環境を整備したい、こういうふうに申し上げたわけでありまして。しかし御承知のとおり、幼児問題については厚生省の保育園との調整の問題がある。それからまたいままでの幼稚園の実態が、大体三分の二程度は私立におんぶしてあるといふことがございまして、その私立の調整、厚生省との保育園の調整というところがございまして、最初の記者会見の意圖に反して、本年の現時点においてはまだ十分な措置がとられてない。しかしとりあえず厚生、文部両省の間で話し合つて、保育園におきましても幼児教育的な観点に立つて、主として小学校の予備校的な性格ではなしに、保育といふものの中にも、いわゆるしつけを中心とした幼児教育といふものを教育的見地で取り上げてもらふといふような形で、これから前向きな姿勢でやつてまいりたい。現時点で私が申し上げられるこ

とは、可及的すみやかに六〇%の就学が可能ならしめるような、そういう幼児教育環境をつくりたい、こういうことでございます。

○川村委員 幼児の子供たちが公立の幼稚園で教育を受けておる、あるいは形は違つておりますけれども、児童福祉施設の保育所で幼児のしつけ等を受けておる、あるいは私立の幼稚園等で、私立の保育所等で受けておる。いろいろの形があるわけですが、いま次官がお話しになったように、今日幼児教育の必要なことは大きな世論となつて、世論だけではなくて、これはそのうちの権威のある教育学者、あるいはその他の方々が強調しておる大きな問題でございます。文部省としてもお話のように、もつと前向きに真剣に取り組んでもらわなければならぬ課題ではないかと思つておる。ところが、今日まで幼稚園の教育がたいへん立ちおくれであるというところは、これはだれもが指摘できることであります。特に公立の幼稚園、今日一般の父兄は、ただ単に保育所において子供をあずかつてもらう、そういうような考え方でなくて、小学校に上る前の教育を、ぜひ幼稚園教育として取り上げてもらいたいという父兄の強い熱意が大きく出てきておる。これは非常に大きな問題でございますから、いろいろと検討して前向きに進ませていただかなければならぬと思つておる。本年文部省が策定されました幼稚園教育要領等によりまして、一応の考え方は何われますけれども、私は実際の幼稚園のあり方というものを、あるいは今日ある幼稚園の施設、そういうものについて文部省はまことに手ぬかりが大きいのではない

いか、このように考えておるわけでありませうけれども、もう一応、いまの特に幼稚園の施設、設備あるいはそれらに対する文部省の財政的援助等々について、現行どのような形で進められておるのか、お話をいただければならぬと思つておる。

○八木政府委員 施設は三分の一補助というたてまえをすてておる。本年度も五千万円の施設補助が組まれております。それから本年から新たに設備補助という制度を設けて、これは公立並びに私立を含めてでございますけれども、二千万円の補助をとつた、こういうことでございます。川村先生のおっしゃいますと、川村先生のおっしゃいますと、一つは幼稚園といふものの実態が都市に集中的にいままで公立の場合があつた。私立の場合もそうだけれども、そこで施設基準に照らして、その施設のほうも、特に用地のほうは大体施設費六〇%くらいの施設基準に照らしての充当率じゃないかと思つておる。それから用地については三〇%くらいの充当率だ。そういう意味で基準に照らして非常におくれているのではないかと、とにかく現在のこの市街地における土地事情といふものがございまして、なかなかこれは義務教育の小学校校舎においてもそうなのでございます。完全な施設基準に充当することができかねるような情勢にありまして、計算上は非常ににおくれているわけでございますけれども、しかしそれなら内容が非常に悪い、かといふと、必ずしもそうではないと思つておる。ただ私立の場合が多くて、比較的古い建物の中には木造建築

なども多いといつたようなことでございませう。それから、国公立を含めてのお単なる計算上の基準充当ではなくて、実質上の充当ができるように努力をしなければならぬ、そういう計算の上でいま作業中と率直に申し上げたほうがいいと思つておる。去年から前向きでやるといふ姿勢はかまへませんが、実質的にそれらのものの解決の道に大きく歩み出すのは昭和四十年以降になるような情勢でございまして、しばらくの間お待ちをいただかなければならぬのではないかと、こういうふうにお考えしております。

○川村委員 時間がありませんからいろいろ論議するのをやめたいと思つておりますが、次官のほうもよく聞いておつていただきたいと思います。

私、次に自治省のほうにお尋ねいたしますが、幼稚園の費用として地方交付税の中には市町村の一般教育の中にその費用が見えてあります。いろいろ問題はございまして、いま次官が話をしておられた問題の中から一つとらえてお尋ねをいたしますと、幼稚園の単位費用の算定の中に、幼稚園の設備品の費用として十一万八千円見えてあります。これは一体幼稚園の設備品として何々を見ておるのか、その品目をひとつ初めにあげてくれませんか。

○山本説明員 ただいまの御質問の幼稚園関係の備品費十一万八千円の内容でございますが、ピアノ、オルガン、黒板等通常の幼稚園で必要とされるものをひくくめまして、大体十年の耐用年数で割りまして、一年当たりの償却費というふうなかついで算出してしております。

○川村委員 それではお聞きします。ピアノは新しく入れてもらった。いままではピアノといふのが費用の中に見えなかった。ピアノは新しく入れてもらった。ピアノは幾らで本年度見てもある。耐用年数で割った価格は幾らです。

○山本説明員 正確に記憶をいたしておりませんが、二十万円で二十年の耐用年数で割ったと記憶いたしております。

○川村委員 去年に比べてわずかに二万四千円伸ばしたですね。オルガンも同様の見方をしてあると思つておる。オルガンは一体何個と見ておるか、まさか一個じゃないでしょう。

○山本説明員 オルガンは三万五千円を四個、それで耐用年数は十年でございませう。

○川村委員 文部政務次官、いまお話しのようにピアノは新しくことしから見てもらつた。オルガン、黒板と、こゝろ書いてあります。幼稚園の教育をやるといふ場合に、黒板等とありますけれども、いまの計算でいきますと、十一万八千円ということ、これはピアノ、オルガン、黒板そのほかいろいろあると思つておるけれども、実際のピアノの価格から考えても、黒板のあれから見まして、これでたいへん費用の取り方が少ないと思つておる。しかもピアノ、オルガン、黒板だけで幼稚園の教育が進められるとは思ひます。特にこの幼稚園の教育の場合には、私は幻灯の機械であるとか、あるいは簡単な教育楽器であるとか、放送の施設であるとか、こういうものがぜひやはり考えられなければ、幼稚園の設備品としては不適当なものではない

かと思つておる。そういう点は自治省のほうではどういふように考えておられるか、この点をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○柴田政府委員 幼稚園の単位費用の中身のこまかい点についてのお尋ねでございますが、いま交付税課長から申し上げましたほかに、幼児用の玩具、遊戯施設等についても見ておるわけでございますが、金額が非常に少ないという問題はございまして、この辺につきましましては基本的に幼稚園の経費をどうするかという問題があるわけでございます。これは川村先生御承知のとおりであります。しかしながら、毎年文部当局のお話も聞かされて、そうして必要と認められるものにつぎまして充実ははかつてまいつてきておるような次第でございませう。

○川村委員 そこで文部省の次官にお尋ねします。私はいま一つ一つの設備品だけの問題を取り上げておるけれども、実は小学校の費用の問題についても、中学校の費用の問題についても、この費用の取り方が実際とそぐわない問題があります。しかし幼稚園の場合に一つの例をとつて申し上げますならば、もつとこの単位費用の計算をされるその積算の場合に、実際に即するような方法をぜひとつてもらいたい。これは私たちの一つの願いです。いま局長の言われるように、あなたのほうのいろいろの御意見を聞いて、ここにはそういう積算をしてあるといつておられる。文部省のほうがいゆる幼稚園教育についてもつと前進させるような中身を持たねと、自治省に折衝される場合に、この交付税の算定基礎をはじかれる場合に、結局手落

ちが生じてしまうということになると思うのです。この点について、今度は文部省の政務次官に、こまかなことを聞いてたいへん恐縮ですが、いまの設備品等についておわかりでございましたら、文部省としてどういふものを最低必要のものとして幼稚園教育に考へておるか。おわかりでしたらひとつ聞かしてお願いしたい。おわかりでなかったらけっこうでございます。

○八木政府委員 前段で申し上げましたように、幼児教育の前進きの姿勢にようやく三十九年度から取り組むというところでございますので、その意味で改善しなければならぬ課題がたくさんあるわけでありまして。先ほど私は施設並びに宅地の話を申し上げましたが、当然設備の問題もあるし、それを担当する教諭といひますか、先生の質の向上、その質の向上をはかる意味の環境の整備もありまして。その意味で、文部省が大蔵省に對し、自治省に對して要請しなければならぬ課題は、これから具体的に生まれてくる課題だと思つてございまして。先ほど局長からお話もありましたように、いままで机とかいすとか戸だなとか黒板とかあるいはオルガンというようなもののほかに、本年新たにピアノを一つつけていただいたわけ、ピアノがついたらそれで設備は十分かというところではないと思つてます。川村先生から御指摘のありましたように、このごろの子供たちが家庭において遊んでいる、あるいは親から指導を受けておる環境の中には、近代設備というものが相当入っている。こういうところでございますから、あるいはテレビという問題もありまして、あるいは幻灯という問題もありま

しょうし、そういうものが当然考えられてまいらなければならぬと思うのでございますが、現在、これとこれとをを追加すれば完璧な設備ができるのだという結論はまだ出ておりませんので、先ほど申し上げましたように昭和四十年年度を起點に保育園との調整もはかりながら前進しようということでございますから、それらについてはなお検討させていただきます。新たな追加品目につきましては適正なものをいれるように努力したい、こう考えております。

○川村委員 第二にお聞きしておきたいことは、次官のほうでおわかりでございましょうか、幼稚園の設置基準によりまして、幼稚園の職員の数、これはどれくらいになっておりますか。何人になつておるか御存じでございますか。

○八木政府委員 一学級について一人という計算をいまいたしております。

○川村委員 文部省で示しておられます幼稚園の設置基準は、職員の数は一つの幼稚園について——もちろんその前に標準規模の人口が十、園児の百二十人とかこういう一つの前提があると思うのですけれども、その場合には、幼稚園の設置基準は園長さんが一人、保育さんが四人、それに養護の先生あるいは事務の職員、合計六人というのが幼稚園の文部省の設置基準ではありませんでしたか。

○八木政府委員 第五条に「幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の教諭一人を置かなければならない」とし、二項に「特別の事情があるときは、前項の教諭は、当該幼稚園の学級数の三分の一の範囲内で、専

任の助教諭又は講師をもつてこれに代へることができ」ということでございまして。

幼稚園の規模は何学級が適正であるかということに関連しての川村先生の御話だと思つてございましてけれども、それは標準でいけば四学級ということになるのではありませんか、実際に応じて一学級ごとに一人の専任の講師と園長がいなければならぬという形で指導申し上げておる、こういうことでございまして。

○川村委員 それはわかりますけれども、文部省が示された幼稚園の設置基準というものと、この交付税の中に出てまいりますように、十万人の人口の場合に園児の数が百二十人、その場合の幼稚園の生徒の組数は三組、こういうふうなことで示しておられませんでしたか。私が申し上げておるのとが間違つておりましたら訂正願ひたいと思つてます。その場合に幼稚園の職員規模は六名、これは文部省の幼稚園設置基準にあげられておったと思つてますが、それは現在設置されて進められておるところのものでなくて、次官が言われる四十年年度からのものとしてこの基準はきめられておったのでございまして、その辺のところをちょっとおわかりでしたら明らかにしたいと思つてます。

○八木政府委員 基準自体は四十年年度からでございます。いままでも基準というものは設けて、それに適用できるように指導申し上げておるということでございますけれども、先ほど申し上げました設置基準の五条で、設置をしなければならぬといつておることは、園長のほか各学級に一名ずつの

専任教諭ということにいたしておるわけでございます。

○川村委員 わかりました。それで交付税の中におつしやるように園長さんが一名、それから保育さんが三名、つまり四名の職員構成で見えてあります。ところが幼稚園に事務職員が全然ないかというところ、これも実は必要になってくるわけですね。もともと幼児には、幼児の立場からいふとむしろ事務職員というよりも健康をつかさどる養護関係の職員の方が必ず必要だと思つて。そういうものが文部省のほうで確たる一つの方針を持つて幼稚園教育を進めるといふお考えに立っていただかなければ、この幼稚園教育の単位費用を十分見てやることにはならないのではないか。この点は希望になりますけれども、ぜひひとつお考えをいただきたいと思つてます。

それから、いま一つは初めに自治省のほうにお伺ひいたしますけれども、ことし幼稚園の先生方の待遇を少し手直しはしてもらつたやうであります。ところが園長の先生は二、三、その他の二人の先生は二、三、その他の先生は三、四、こういうやうな格づけをしておられる理由は何でしょうか。これは文部省から示したのですか。自治省のほうでそういうやうに、この辺でよろう、こういうかつこうできめられたのですか、ちょっと聞かしていただきたいと思います。

○山本説明員 御指摘の幼稚園の園長、教員の格づけは、ただいま先生おっしゃいましたとおり格づけにいたしております。園長は給与表の二等級、従来はその他の教員はすべて三等級にいたしておりましたのを実態に合

わせて二等級の教諭といふかつこうのランクに今回引き上げたわけでございます。それぞれの単価につきまして、こういうやうな想定をいたしました当時において、文部省その他で調査をいたしましたものを基礎にして、その後は給与改定等による俸給表の改定だけを繰り込んでまいりましたので、その間において実際には昇給その他があるわけでございますが、幼稚園における想定といたしましては、特別に引き上げる昇給財源を見込むといふかつこうが行なわれておりません。以前のままのやつで残つてしまつたといふやうなことであらうと思つてます。御存じのとおり交付税の給与費の全体としての昇給財源の歳入は、標準団体の全職員を通じて財政計画上の昇給財源に合うやうに特定の部分について号俸を引き上げるといふやうなやり方でやっておりますので、この部分については該当してないのではありません。数年前になります、その当時における調査をもとにしてこういうやうな姿になつておるわけでございます。

○川村委員 自治省のほうではおきめになった一つの経過があると思つてます。しかし考へてみると、どうも納得いかないものがあります。これは文部省のほうでもよくお考えいただきたいと思つてますが、いまお話しになりましたように幼稚園の先生の二、三という格づけは、金額にすると一万九千八百円、これは市町村の雇用人の格づけと同じ単価です、よろしゅうございませうか。幼稚園の先生を、市町村の雇用人に格づけされるところの人たちと同じ待遇で進めていくということは、一体是なりやいなや、これはひとつ政務次官

○川村委員　いまいちお話し申し上げて御意見を聞く時間がありませんが、いまま全国的に公立の幼稚園はたいへん少ない。ところが公立の幼稚園だけでも、

用を、ぼつぼつさ大蔵省に取られてしまふという、ああいうぶざまなことがないように考えていただきたい。特別にお願いをしておきたいと思います。

るとすれば、それはどの程度の量が要
 るのか、それから本年度の四十万石に
 対する文部省としての予算措置がどの
 ようにされたか、この点についてお伺

まず、文部省自身としては、学校教育、社会教育等々を通じてこれらの問題に取り組んでおるわけでございますけれども、現実には社会環境、特に現

さらにそれを整備できるように努力をいたしたい、こう思っております。

○栗山委員　ひとつ見解をお伺いするということで、この程度でとどめてま

いりたいと思うのであります。

もう一点お伺いを申し上げます。これは、高等学校、大学に入れる子供を持つ親が悲喜こももて、いまほっとしたところであろうかと思うのであります。この例年の問題が特に顕著になってまいりましたのは、高等学校の入学難であります。同時に大学の入学難、官公立を問わず受験学生及び親ともに深刻なノイローゼ的要素を持つておるといふところに暗い時期を迎えるわけでありまして、いわゆる高等学校及び大学の入学難対策について、文部省は具体的にどのように努力してこれが解消をはかっていくとするのか、あるいはどういふ見解を持っておるか、この点を明確に承りたいと思ひます。

○八木政府委員 義務教育を終了して、後期中等教育である高等学校に入る時点において、一説に全入思想というものがあつたけれども、義務教育でない後期中等教育において全入の考え方はとらないという姿勢でいままでやってきております。ただし急増なるがゆえに特別な不利がないように、高等学校急増対策というものをやりまして、入学競争率は激化しないように、国全体から申しますならば、国庫支出を含めて入学者の九五・六%までは入ることができたと思ひます。ただおっしゃる通りに、有名校に殺到するという思想がありまして、学校別に見ますと非常な入学難というものが一方にあることは言うまでもないことであるが、全体で申しますならば、九〇%以上の入学可能な措置が講ぜられてまいつたというのが高等学校の実態であろうと思ひます。この姿勢はこれ

から後も続けてまいるといふ考え方であります。

そこで、次に四十一年度から大学急増ということになってまいるのでございますけれども、大学急増に対してどういふ態度で臨むかというところは考え方が二つあるかと思ひます。一つは、高等学校のときにとつたと同様に、現在の入学率が激化しないような採用方式をとれるような環境整備をするという考え方、もう一つは、景気の状態に対応して大学卒業生というもののあるべき姿がどの程度のものであるか、それに対応する施設設備をどのようにするかという考え方があるかと思ひます。文部省が現在考えておりますことは前段の方式をとりたい。実際に経済が変動する中でございますから、十年、二十年先の大学卒業生の数が何名であつてよいという算定はなかなかできがたいと思ひますので、現在の高等学校の生徒数それが大学に進み得るままの比率、それと社会の伸展に伴つて比率が上がりまゝから、そのプラスアルファ分を考へて、大体進学可能な、進学希望人員がどの程度になるか、その算定の上で現在の程度以上には競争率が激化しないような方法で数字を算定し、それを国庫支出に分配して環境整備に努めてまいりたい。このことは本年の八月中に数字を大体整備いたしました御相談を申し上げられるようなことになるのではないかと、こういうふうにかへておられます。

○栗山委員 最後にもう一点見解を伺つておきたいのですが、高等学校の問題については、入試難を解消する道は案外容易なので、一つの政治施策といふことで解決する道もあるかと思ひます。大学制度の問題であります。私は知的教育が高まつてまいるといふことについては、日本の文化や経済その他万般が高まつていける情勢の中で望ましい姿であるのですが、大学制度それ自体にはやはり問題があるのではないかと。ネコもしくしも学校に入らなければ就職もできないし、社会的にも認められない、こういうことになりまゝです。いわんや官界あるいは有名企業に入らうといふことになりまゝです。御承知のとおり官公立の学校といふようなものに押し寄せることに相なつてこようかと思ひます。大学制度のそういう情勢から見やつて姿勢を正す、大学制度に根本的に検討を加へるべき大きな問題点があるのではないかと、私はこういうふうな考え方をいたすのであります。そういう私の考え方に基ついて、今日の大学制度のあり方についてどう見るのか、こういうふうな見解を八木さんの明知をもつてお答えいただきたい。

○森田委員長 八木君、時間の関係がありますのでなるべく簡潔に御答へ願ひます。

○八木政府委員 御承知のとおり、大学の目的、性格を初めとして、管理運営、それから教員養成制度並びに入学試験問題等々、中教審から答申を得ておりますので、おっしゃるとおり現時点において大学問題というものを根本的に改正しなければならぬタイムがすでにきておると思ひます。答申を得た現在のことでございまして、その答申を尊重しながら、御指摘のような気持ちは私も同感でございまして、なるべく早く機会に大学の根本的な制度改革に臨みたい、こう考えております。

○森田委員長 安井吉典君。

○安井委員 本会議がありますから、時間が十分ないと思ひますので、端的にひとつ伺つておきたいと思ひます。三十八年度から、郵政省の簡易保険積立金による特定郵便局舎整備資金実施要領によつて、都道府県を通じて特定郵便局舎建設の資金が貸し出されてゐるわけでありまして、これの昨年の実績はどうなつてゐるか、それから三十九年度において地方債計画はどうなつてゐるか、それから地方財政計画の中にこれはどういふふうな形で織り込まれてゐるか、そういうふうな点をまず伺いたいと思ひます。

○立田説明員 三十八年度のいま御指摘の特定局の局舎の関係の地方債でございまして、現在予定されておりますものは三十八年度で百七十九局、二億六千七百七十万、関係いたします県は二十七府県、こういうことになっております。

それから第二点の三十九年度でございまして、三十八年度も同様でございまして、三十八年度は一般単独事業というところで起債の地方債計画の関係は一般単独事業債としての地方債、こういうことになっております。三十九年度につきましては、これが実施されるかどうかという問題が別にあるかと思ひますが、地方債計画の関係でいいますと、一般単独事業債の関係にならうかと思ひます。私らのほうで郵政省からお話を聞いております数字では五億円の見込みだといふことであります。

たっており、三十九年度の地方債計画におきまして一般単独事業債は九十五億円ということになっておりますので、この一般単独事業債の内容につきましては、地方財政計画の関係では九十五億円という一般単独事業債として計上される、こういうことになるかと思ひます。

○安井委員 私が伺つたのは、歳入の面はいいわけです。歳出についてはどういふふうな扱いになつてゐるのか。

○岡田説明員 ただいま地方債課長が申しましたように、歳入につきましては計上いたしておりますとともに、新規分についてもやはりその償還分を繰り込んでおります。既定の現在高の償還分に新規発行計画の償還分を見込んで繰り込んでおりますので、それは当然計上いたしております。

○安井委員 その支出の方は歳出の区分のどの費目に当たつてゐるわけですか。五億を借りて五億で建てるわけですね。都道府県は五億を支出するわけでしょう。それは歳出の費目のどれに当たつてゐるかといふことを伺つてゐるわけです。

○栗田政府委員 財政計画上は単独事業費の財源でございまして、一般的には投資的経費の単独事業費になるものでございまして、転貸債の場合になりますと、国庫補助負担金を伴ふものという項目の次に国庫補助を伴ふものという項目の次には、一般行政経費の中の国庫補助負担金を伴ふもの、ここに入るのではないかとと思ひます。

○安井委員 それで大体どういふふうな扱いになつておるかだけはわかつたわけでありまして、郵政省からおい

でになっておりますので伺いたいのですけれども、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律によって、いまの原資の運用がなされておるのだらうと思います。ところでこの原資をストレートに特定局長に貸し出すということはできないわけですね。

○泉説明員 ただいまの特定郵便局舎整備の起債の關係は、運用に関する法律の第三条の二の地方債の項目に入ると思いますが。後ほどの個人に直接貸せるか貸せないかという点でございまして、現在、個人に簡易保険の金を貸し出すのはいわゆる契約者に貸し付けますので、特定郵便局舎の所有者に直接貸すことは法律上できないことになっております。

○安井委員 直接貸すことはできないが、間接に貸すのなら差しつかえない、こういうことですね。

○泉説明員 つまり運用は、個人に貸しますのは契約者の貸し付け以外、この運用の法律に規定する対象以外の運用はできないことになっておるのであります。その中にそういう特定郵便局舎の所有者に貸し付けるといふ制度がございせんから、個人に貸し付けたいと申し上げたのでございまして。

○安井委員 個人に貸すことはできないけれども、地方公共団体を通してなら形の上では違法ではないのです。そういうふうな解釈で、ただ単に地方公共団体の本来の目的を逸脱したような方向をとらせてまで郵便局長個人に貸し出すという考え方は自身に矛盾があるように思うのですが、いかがですか。

○泉説明員 特定郵便局舎の整備というところが現在の地方住民の福祉という観点から、そのような起債をされることは適当というか、妥当という考え方で自治省と協議したのであります。

○安井委員 最初から転貸目的で運用するということ考え方は、いまの運用のしかたは、つまり何とかして郵便局長に貸したいのだが、方法がないから、一応地方公共団体を通してやるんだ。初めから転貸の目的というものが明らかになっておつて、それを貸し付けようとする考え方、つまり個人に貸すことはできないと言いつつ、一応回り道は経ながらも、それをやはり個人に貸しておる。そういう趣旨はこの簡保年金の積立金の運用に関する法律の趣旨に違反はしませんか。

○泉説明員 今回の転貸の問題につきましても、結局特定郵便局舎の老朽、狭隘のものを急速に整備したいというためにはどのような方法がいかにしようかという観点から、法律に書いてありますが、第一条の運用の目的にも違反しないという郵便局舎を整備しますことが、一応地方住民の福祉の増進にも貢献するような関係から、地方債によりましてやるということにつきまして、妥協と考えたのでございまして。

なお、簡易保険の運用の金は、法律に規定された制度あるいは機関に運用するのでございまして、その金がそれぞれの機関の目的に充てられておるのでございまして。

○川村委員 関連して、いま安井委員と当局との論議を聞いておまして、その前に一言聞いておきたいと思ひます。財政局長にお尋ねいたします。地方財政法には地方債の制限事項が

あります。第五条ですか、その一項二号に出資金、貸し付け金等々についていろいろする場合に、その限りでないとかいう文句があります。この特定局舎に金を貸す、果が地方債を受けておして金を貸す。この果が地方債を受けて金を貸そうという場合に、個人なんかに果は地方債を受けて金を貸せるのですか、個人に、果は。

○柴田政府委員 一般的には地方団体が処理することができ。もつとはつきり申しますと、公共性のあるもの、こういうものに対する要として果が考えます場合は、貸し付け金の対象となし得ると考えております。

○川村委員 私が率直に聞きたいのは、こういう地方債を受けて貸す、その場合に対象が個人であっても地方債を受けて貸し付けられるか、そういう資金にできるか、こういうことです。

○柴田政府委員 貸し付けることができます。

○安井委員 いま、川村委員から質問がありました。つまり都道府県あるいは市町村等が借りたものを個人に貸し付けている例はどういうのがありますか。

○柴田政府委員 過去におきまして個人に貸しますものとしては、農山漁村住宅の改修事業が典型的なものであります。現に行なつておりますものについては、水洗便所関係の資金、それからもつとボビュラーなものとしては母子福祉貸し付け金、これは形の上ではやはり地方債になるわけであり

ます。

○安井委員 これからいろいろ財政法やらあるいは自治法との関連について、もう少し伺つておきたいと思ひうの

であります。まず初めに地方債の許可方針、これは昭和三十九年度については御決定になったようでありまして、ひとつこれはあとで資料として御提出いただきたいと思ひうのですが、どうですか。

○柴田政府委員 決定いたしましたので、後ほど提出することにしたします。

○安井委員 その許可方針は、私は、大体例年ずつとやっておられるものと基本方針についてはそう変わりがないのではないかと思ひうのですが、どうですか。

○柴田政府委員 基本的にはそう大きく変わっておりません。

○安井委員 許可方針のいままで実施されておりました趣旨と、いまのこれとはそう違反することはありませんか。

○柴田政府委員 この問題は少し特殊な問題ではございまして、必ずしも大きく抵触しているというふうには考えておりません。

○安井委員 従来は、古いものを調べてみますと、私有財産の改良または復旧に関する事業に関しては、原則として起債を許可しないものとする、こういうような規定が三十七年度ころまではあったように記憶しておるわけですが。去年からその一つの基準を省いておられるようでありまして、これはおそれる私はまだ拝見をしておりませんが、これもこの許可方針の中にも、やはり私有財産の改良復旧事業に対する原則として、許可をしないという方針はやはり省いておられるのだらうと思ひうのです。おそれるやうでしゅう、どうですか。

○柴田政府委員 そのとおりでございます。

○安井委員 そういうことは、結局いまの簡保債を地方債の中に受け入れるという趣旨の目的のもとに、その措置がとられた、そういうわけですね。

○柴田政府委員 従来の規定につきましては、地方公共団体が事業主体となりまして私有財産の改良等をやる場合、こういったものについては起債を許可しない、こういう形をとってきたようであります。三十八年度の許可方針でこの規定を省きましたのは、それは当然のことではないかというので、省いたようでございます。

○安井委員 そのほか三十八年からは財政局長の通達によりまして、記の四ですか、そこで一件当たりの都道府県の貸し出し基準に例外を認めておられるわけですね。千五百万円という例外を破った規定を三十八年から置きになった。これは三十九年もそのつもりでやりになるわけですね。

○立田説明員 都道府県の一件限度額、起債できる限度額は千五百万円になっております。それで貸し付け率の關係につきましては、三十八年度も例外の扱いをいたしておりますし、本年度も同様ということに考えております。

○安井委員 私は、いまのこの措置は、いままで自治省が地方債についてとってきた方針について、三十八年度から大幅に曲げるという措置を講じられてきたということ、いまのこの許可方針その他の通達からうかがうことがで

債そのものの性格論もあります。これは先ほどもちよつと論議をして、そのうち関連質問が出たものですから、財政論に入ってしまったけれども、しかし地方財政という立場からいって、ワケが狭くて、地方公共団体が借りたくてもそれを拒否されている、流動率の低いような段階において、それまでの基本方針を曲げてまで、この簡保債の転貸債の問題を受け入れなければならぬほどの緊急性や必要性があったかどうか、これが一番私は問題だと思ふのです。その点はいかがですか。

○柴田政府委員 特定郵便局舎の整備の問題につきましてはいろいろ問題がございまして、主官省である郵政省のほうでこの事業を一つの姿としてやるんだ。しかも国全体としての責任省の立場からやるんだということと、ぜひ、こういう方法しかないという協力を依頼されたわけでありまして。私もいろいろ検討をいたしました。そのやり方自身についてはいろいろ問題があるようでありまして、しかしながら、国として責任省がそういう立場でこの事業の緊急性を認め、こうやりたい、協力を頼むということとでございまして、金額もそう大きな金額ではないということとでこの依頼にこたへることになったのでござい

ます。○安井委員 行政局長もおいででございますが、地方公共団体が金を借りて、それで局舎を建設するというこの仕事は、地方自治法の自治体の事務としてどれに該当するわけですか。

○佐久間政府委員 この点につきましては、おそろくお尋ねの点は、地方自治法の第二条の第九項におきまして

地方公共団体は、次に掲げるような国の事務を処理することができない。というところのところに抵触するかどうか、こういうお尋ねかと思ひます。ここで「郵便に關する事務」と書いてございまして、郵便の業務そのものを申しておるものでございまして。したがって、今回のことは個人の持つておられます郵便局舎の改築につきまして、地方公共団体の行なう貸し付け事業でございまして、直接「郵便に關する事務」ということには該当をしないというふうな考へておるわけでござい

ます。地方公共団体といたしまして、そうした貸し付け事業を行なうことができるかどうかということにつきましては、地方公共団体といたしましては、地方公共の福祉に資することとございまして、そのような事務がございまして、そのような事務がございまして、その点では抵触するものではないというふうな考へております。

○安井委員 第二条の第二項それから第三項の規定の解釈については、どういふふうに理解すればよろしいわけですか。

○佐久間政府委員 第二条の第二項で申しますと、「その公共事務」ということに該当すると思ひます。それから第三項は、これは例示でございまして、必ずしも網羅的に示してないわけでございますが、その例示の中で申しますれば、第一号で「地方公共の」云々「福祉を保持すること」ということがございまして、これに該当するかと考へてよろうと思ふのでござい

ます。○安井委員 自治省の御理解によりまして、特定郵便局の局舎を建てること

は地方公共団体の固有の事務であつて、それが住民の福祉につながるから当然の事務としてやっていると、こういう考へ方の方でござい。しかし、そこまでこの地方公共団体の固有の事務という範囲を広げてそれでいいものでしょうか。それは言へば言へるでしよう。とにかくその果の中にある一木一草、ことばはちよつとおかしいですけれども、右の果まで、ごみくずの果まで果の仕事をしなければならぬ。しかし郵便局の局舎の問題は、国が当然やらなければいけない仕事です。たまたまいま法律的に郵便局長の個人の所有ということにさせている、そういう仕組みが問題なんですけれども、それはあとで触れますが、そうだからといってここで固有の事務の範囲を広げるといふことに私は問題があると思ふのです。かつ住民の福祉に通ずると言ひますけれども、一般単独事業債ですか、この総額は去年も九十五億、この少しのワケの中で地方公共団体はあれもしたい、これもしたいといつて自治省に持ち込んでいって、それをみんなはねられてしまふ。だから私は、この狭いワケの中で郵便局のほうに五億圓のことは、むしろ住民の福祉に反するのじやないかと思ふわけ

です。住民の福祉に適合するたくさんな事業を押さえて、郵便局のその仕事に付けていく。これは私は明らかに趣旨からいっても住民の福祉を守るどころか、住民の福祉をそこなう措置ではないかと思ふわけです。大臣の御見解をひとつ伺ひましよう。

○赤澤國務大臣 先ほどから御議論を承つておりますと、私はやはりこういう資金を個人に転貸することは本質的に好ましくないと思つております。しかし、先ほど財政局長が苦しいところを述べましたように、やはり郵政関係の資金を地方自治の面で使ひます場合においても、役所同士の間にいろいろないきさつもありまして、これを流す方法がほかには見当たらない。しかも郵便業務というものは、言うまでもなく非常に公共性の強い事業でござい

ます。法律を調べてみたら、これは違反でもない、先例もあるということとで了承したわけでございまして、私はこういうことは将来研究しなければならぬといふふうに考へております。それはお説のとおりでございまして。そこにはやはり深いしさいもございまして、これは御承知いただいております。いますけれども、この際将来の検討に待つこととひとつ御了解をお願いいたします。

○安井委員 簡保の運用の面として私ちよつと申し上げたいわけでありまして、なるほど地方債の原資として簡保の資金が使われていて、非常に大きく貢献をしていられることは私は事実だと思ふのです。しかしながら、それだからといって、その簡保の資金を扱うのは郵便局で、しかも特定郵便局が散らばつていて、簡保の資金や年金を一生懸命苦労して集めていられるのは郵便局です。これはおれのほうの役所だから、おれは金を貸すのだが、直接おれのほうへ貸すわけにいかないから、自治省のほうの窓口でうまく貸し出すような道を講じてくれ。私はこれは自治省のほうから持ってきた問題とはどうしても考へ

られないのです。しかし、資金をお持ちであるところの簡保のほうで、金貸し根性とは言ひませんけれども、資金を持つていられる方が強いですから、そういうような立場で問題をどういう複雑な形で持ち込んできているのではありませんかと思ふのです。トネル融資といふような形で問題をもち込んでい

るのではないかと考へる。そういう点に大きく問題があるように思ふのですが、いかがですか。

○泉説明員 特定郵便局舎の先ほど申しました老朽、狭隘の度合いの点でございまして、現在特定局舎が一万四千六百ほどございまして、そのうち昨年の末で調べますと、四千八百くらいが相当古かつたりあるいは狭くなつておるのでございまして。それでこれを国でも改善といひますか、国費で改善をやつていられるものもございまして、これは約千局くらいで、残る三千八百くらいは私費で改善する。これは十カ年で改善していく計画は一度持つておるのでござい

ます。その場合に三千八百のうち、千数百局をこの制度で改善していきたいという緊急暫定の特定郵便局舎の整備計画をつくりまして、それに対して自治省のほうに相談しまして融資するのには、簡保のほうとしましては、住宅金融公庫とか中小企業金融公庫とかいろいろほかの機関に現在の資金を借りておられますので、それらの資金を借りる道等につきまして検討したのでござい

ますが、なかなかそこには困難な問題があるようございまして、自治省に相談しましたところ、先ほど自治省から回答がありましたように、現在の地方債制度の中で実施できるということになりまして、実

施できるということになりまして、実

施をお願いしたような状態でござい
ます。

○安井委員 これは実施ができる
ということですよ。できるという一つの
それだけの可能性があるということと
やっているとということとは、私は別
だと思ふのです。あくまで地方自治
の立場で福祉を考へていくという自
治の立場が、ただ法律に住民の福祉
のことばがあるから、その福祉とい
うことばに当てはめれば当てはめら
れる、そういうことで問題の本質を
めてしまふということでは、全然私
話にもならないのじゃないかと思
うのです。きょうはもう時間があ
りませんが、この問題は目をあらため
て、もう少し深く入つた議論をしな
ければ、今後の地方財政における重
大な問題である地方債の運用方針の
方向を誤るおそれがある、かように
考えますので、きょうはこれくらい
にして、ひとつ次会にさらに深く検
討を進めさせていただきますと思
ふのです。先ほどの御答弁は、新任
早々で将来の地方自治の方向をし
つかり確立するのだ、こういうふう
な意欲的なお氣持から出たような御
答弁ではなしに、たいへんな慎重論
のように承るわけですが、大蔵大臣
のほうは、こういうふうなやり方は
やめようというふうなことを別の場
で言われているということも私は聞
くわけでございします。この問題は、
地方債の中に持ち込むべき問題で
はなしに、こんな簡保債の資金は、
国から出して、もし国が直接どうし
ても出さなければならぬなら、貸す
とか何か別な法律をおつくりになる
ような形でやるなり、あるいは根本
的には特定局そのものを国の運営

という形にはつきりしていく、こ
ういう基本的な解決、そういうこと
でなければ、私は問題の解決になら
ないと思ふわけでありします。どう
して、大臣、ひとつ御決意を伺いた
いのです。

○赤澤国務大臣 先ほど事務当局
の説明しておりますとおりに、私自
身も好ましいことではないと思つて
おります。しかしやむを得ない事情
について、御了解を得たわけですが、
今後こういうことが例となつて、た
だ住民の福祉ということのために、
あれもこれもということがあること
が予想されますので、こういうこと
が行なわれないように、将来に向か
つて十分検討したいと思つてお
ります。

○安井委員 そういふことでは
どうも少し弱いのですが、大蔵大臣
はつきり言っております。こういう
ことはだめだといふ、そういう方向
がございしますから、ひとつぜひや
めようという方向で御検討をお願い
したい。

時間になくなりましたので、もう
ほかの問題は触れませんが、私は特
に地方公務員の給与の問題をこの
交付税の問題に関連していろいろ論
議したことがあつたわけでありま
すが、時間がまいりましたので、最
近における都道府県職員、市町村
職員の給与の実態についてのお調
べをひとつ御提出いただきたいと思
ひます。その内容については、また
後ほど具体的に打ち合わせしたい
と思ひますが、特に町村職員が、
きわめて低水準のままで置かれて
いる実態があるやに聞かれています
ので、きょうは、そういう点にも
ひとつウエートを置いた資料を
作成して

いただきたいと思います。

○森田委員長 他に質疑はあり
ません。——なければ本案について
の質疑はこれにて終了いたしました。

○森田委員長 これより本案を
討論に付するのでありますが、別に
討論の申し出もありませんので、
直ちに採決いたします。

地方交付税法等の一部を改正
する法律案に賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

○森田委員長 起立多数。よつ
て、本案は原案のとおり可決すべ
きものと決しました。

おはかりいたします。ただいま
議決されました本案に関する委
員会報告書の作成につきましては、
委員長に御一任願ひたいと思ひま
すが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○森田委員長 御異議なしと認め
ます。よつて、そのように決しま
した。

〔報告書は附録に掲載〕

○森田委員長 次会は公報をも
つてお知らせすることとし、本日
はこれにて散会いたします。

午後一時六分散会

昭和三十九年四月二十日印刷

昭和三十九年四月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局